

～消費者注意情報～

実在する事業者や公的機関を名乗る架空請求に注意！

～ SMSや電話を用いた架空請求に気をつけて ～

令和6年11月13日

相談事例

スマートフォンに大手携帯電話会社の名称で「料金支払いについて」と書かれたSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。記載されていた番号に電話すると、オペレーターから「利用料金の未払いがある。」と言われ、聞かれるまま生年月日、名前、固定電話の番号を答えてしまった。しかし、よく考えると未払いをした覚えはない。途中で架空請求だと気づき電話を切った。個人情報を教えてしまい不安だ。どうしたらいいか。（30歳代 女性）



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ SMSや自動音声による電話で料金請求が来ることはありません！

上記携帯電話会社に限らず、クレジットカード会社や電気・ガス会社、税務署など実在する事業者や公的機関をかたる架空請求に関する相談が引き続き多く寄せられています。最近は特に手口が巧妙になり、事例のようにSMSの他に、自動音声ガイダンスを利用した電話による架空請求も確認されています。通常は、SMSや電話で料金請求が来ることはありません。いつ、何を利用して発生した未納分かはっきりしない時は無視しましょう。

★ 慌てて連絡しない！金銭を振り込まないようにしましょう！

一度でも連絡すると、個人情報を相手に知られることになり、二次被害に遭う恐れがあります。慌てて連絡しないようにしましょう。もし電話などで対応してしまった場合は、その番号を着信拒否して、二度と連絡には応じないようにしましょう。

また、相手は、「このままだと裁判になる」などと不安をあおってくる場合がありますが、うのみにはいけません。一度支払ったお金を取り戻すことは困難です。金銭を振り込まないようにしましょう。

★ 事業者の公式サイト等で注意喚起がされていないか確認しましょう！

見覚えがない電話番号から電話が入ったときは、すぐに出ず、電話の履歴に表示されている番号を検索サイトで検索して相手の名称を確認してください。また、相手方が名乗った事業者や公的機関の公式サイトにアクセスして、同様の被害について注意喚起が掲載されていないか確認しましょう。

「東京くらしWeb」でも架空請求に関する情報を掲載していますので、参考にしてください。

【東京くらしWeb 架空請求事業者一覧】 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/kakuuichiran/>

★ 不安に思ったら、最寄りの消費生活センターに相談を！

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし188（消費者ホットライン）

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。